

# 公開実用 昭和60— 94618

⑯日本国特許庁 (JP)

⑪実用新案出願公開

⑫公開実用新案公報 (U)

昭60-94618

⑯Int.Cl.<sup>4</sup>

G 02 B 23/16

識別記号

府内整理番号

⑬公開 昭和60年(1985)6月27日

8306-2H

審査請求 有 (全頁)

⑭考案の名称 望遠鏡用架台における上下回動部の固定装置

⑮実 願 昭58-187284

⑯出 願 昭58(1983)12月2日

⑰考 案 者 山 本 栄 東京都台東区台東4丁目13番21号

⑱出 願 人 株式会社東和光器製作所 東京都荒川区東尾久6丁目16番1号

⑲代 理 人 弁理士 菊池 敏夫

## 明細書

### 1. 考案の名称

望遠鏡用架台における上下回動部の固定装置

### 2. 実用新案登録請求の範囲

水平回動部 A' と上下回動部 A'' とを有する架台 A において、アーム 2 の垂直部材 2 b の上方へ断面真円状の取付具 8 を上下回動自在に設け、取付具 8 へ鏡筒バンド 7 を固定し、垂直部材 2 b へ締付リング 10 の一部を固定し、締付リング 10 の内周面を取付具 8 の外周面へ添接させ、締付リング 10 へ締付具 10' を設けることを特徴とする望遠鏡用架台における上下回動部の固定装置。

### 3. 考案の詳細な説明

この考案は望遠鏡の視野内へ所望の星を入れた後、架台の上下回動部を固定する際に使用する装置に関し、特に架台へ部分的に固定した締付リングにより上下回動する部材を締付けるので、望遠鏡に対し側方より力を加えることがなく、視野内の星をずらすことなく、正確にとらえることができるもので、すなわち水平回動部 A' と上下回動部

A"とを有する架台Aにおいて、アーム2の垂直部材2bの上方へ断面真円状の取付具8を上下回動自在に設け、取付具8へ鏡筒バンド7を固定し、垂直部材2bへ締付リング10の一部を固定し、締付リング10の内周面を取付具8の外周面へ添接させ、締付リング10へ締付具10'を設けることを特徴とするものである。

先に本願考案者は望遠鏡用架台において第12図に示す上下回動部を考案した。この先行例は取付具8の外側面中央より丸軸部8aを突出させ、丸軸部8aの中央より水平にネジ孔8bを螺設し、その外側へピン孔8cを穿ち、取付具8の内側面へ鏡筒バンド7を固定し、アーム2の垂直部材2bの上方へ穿つた挿通孔2cへ丸軸部8aを上下方向に回動するよう挿入し、さらに抑え板9の中央へビス挿通孔9bを貫通するとともにその外側へネジ孔9cを螺設し、底面よりピン9dを突設し、このピン9dをピン孔8cへ挿入し、皿ビス15'を貫通孔9bへ挿通するとともにネジ孔8bへ螺着し、雄ネジ10"をネジ孔9cへ螺合し、雄

ネジ10"の先端を垂直部材2bへ当接するものである。そして、望遠鏡を上下方向へ回動するとともにこれと一体の取付具8を回動させ、望遠鏡の視野内へ所望の星を入れた後、雄ネジ10"を緊締するものである。この結果、雄ネジ10"の先端により垂直部材2bが取付具8へ強く押付けられ、固定されるのである。しかし、この先行例によると取付具8を側方より押すため、これと一体の望遠鏡が僅かではあるが、ずれてしまい、ここに視野内の星が移動してしまい極めて不都合である。

この考案はこれらの不都合を解消するもので、次に実施例の固定装置の構造を、この装置を有する架台とともに詳細に説明する。

この考案例を有する架台は架台部Aと卓上用の三脚Bにより成り、架台部Aの構造は以下のとおりである。つまり肉厚の円板1aの下方周面1bを円錐状に形成するとともに中央上面より丸軸部1cを突出させ、丸軸部1cの中央より垂直にネジ孔1dを螺設し、その外側へピン孔1eを穿つて脚頭1を形成し、また細長板を折曲げて形成し

た断面L字状のアーム2の水平部材2aへ挿通孔2cを穿ち、この挿通孔2cを丸軸部1cへ水平方向に回動するように外挿し、さらに周囲に段部14aを形成した円板状の台座14の中央へ貫通孔14bを穿ち、その外側へネジ孔14cを螺設し、底面よりピン14dを突設し、このピン14dをピン孔1eへ挿入し、皿ビス15を貫通孔14bへ挿通するとともにネジ孔1dへ螺着し、また表面へ赤縁目盛3aを表示した赤縁目盛環3を台座14の小径部14'へ水平方向に回動するように外挿するとともに段部14aへ係止し、さらに円板状の押え板16へ挿通孔16a, 16bを穿ち、ビス16cを挿通孔16bより台座14へ設けたネジ孔14eへ螺着して押え板16を台座14へ固定し、雄ネジ4を挿通孔16aへ挿入するとともにネジ孔14cへ螺合し、押え板16の外周縁16'で目盛環3を抑え、水平部材2aの側面へ指針17を固定するとともにその先端を赤縁目盛3aの上方へ臨ませる。また肉厚で、しかも断面真円板状に形成した取付具8の外側面へ小径部8"を設

けて段部 8'を形成し、小径部 8''の中央より丸軸部 8 a を突出させ、丸軸部 8 a の中央より水平にネジ孔 8 b を螺設し、その外側へピン孔 8 c を穿ち、取付具 8 の内側面へ鏡筒バンド 7 を固定するとともに周面へネジ孔 8 d を穿ち、またアーム 2 の垂直部材 2 b の上方へ挿通孔 2 c を穿ち、垂直部材 2 b の内向面へこの考案装置を取付ける。つまり第 3 図示のような一側方を割つた締付リング 1 0 を垂直部材 2 a の内向面へ当接するとともに下方のみをビス 1 0 j, 1 0 j で固定し、側方の突出部へ締付具 1 0'を設ける。第 2 ~ 4 図示のものは締付具 1 0'の第 1 例であり、上下平行の水平突板 1 0 b, 1 0 b'のうち、上部の突板 1 0 b'へバカ孔 1 0 e を、下部の突板 1 0 b へは螺子孔 1 0 c を設け、下方よりボルト 1 0 d を螺子孔 1 0 c へ螺着して突板 1 0 b へ固定するとともに突板 1 0 b'上へ突出させ、これへバカ孔 1 0 f を有するスペーサ 1 0 g を外挿するとともにナット 1 0 h を螺合する。そして挿通孔 2 c へ丸軸部 8 a を上下方向に回動するように挿入し、また締付リング 1 0

内へ小径部8"を挿入し、さらに表面周囲へ赤緯目盛9aを表示した円板状の係止板9の中央へビス挿通孔9bを貫通し、底面よりピン9dを突設し、このピン9dをピン孔8cへ挿入し、皿ビス15'を貫通孔9bへ挿通するとともにネジ孔8bへ螺着し、垂直部材2bの外向面へ指針17'を固定するとともにその先端を赤緯目盛9aの上方へ臨ませるものである。なお、図中、18はバンド布、19はネジ孔8dへ螺着して鏡筒バンド7を締付ける調節ネジである。また三脚Bの取付時に脚頭1が水平に支持されるようにネジ孔より成る三脚取付手段5, 5, 5を脚頭1の下方周間1bへ等配し、しかも三脚Bの取付時に脚頭1が傾斜して支持されるようにネジ孔より成る三脚取付手段6a, 6b, 6bのうち6aを脚頭1の水平底面へ、6b, 6bを上方の垂直周面1b'へ設けるものである。なお、ネジ孔1dの下端口よりカメラ用の三脚を取付けることも可能である。さらに三脚Bは次の構造を有する。3本の脚部11a, 11b, 11bの各上端へ、三脚取付手段5, 5,

5、6a, 6b, 6bへの接続手段13として雄ネジを突出固定し、2本の脚部11b, 11bを伸縮不能に形成し、脚部11aは中空パイプ11a'と、これへ挿入される昇降軸11a''とより成り、昇降軸11a''の上端ヘビス20を螺着してビス頭部20'を係止部とし、中空パイプ11a'の下端へ内鍔21'を有する大径部21を一体形成し、この大径部21の中央へ縦挿通孔22を貫通するとともに縦挿通孔22と直交するネジ孔23を大径部21の側面より螺設し、これへ固定用ネジ24を螺合し、昇降軸11a''へ35°, 40°, 45°の緯度目盛12を表示するものである。なお、この緯度目盛12は次の理由にもとづいて刻まれる。つまり、水平線に対する極軸の傾きの角度は観測地の緯度に等しい。よつて第10図のように脚部11aを極軸とすると（実際には丸軸部1cが極軸となるが、説明の便宜上、丸軸部1cと平行な脚部11aを極軸と仮定すると）、脚部11aの水平線bに対する角度が観測地の緯度になり、したがつてこの角度を変えれば、緯度が変わること

になる。ここにこの考案例を有する架台では脚部 1 1 b の長さと脚部 1 1 a, 1 1 b の交差する角度が不変であるから、脚部 1 1 a の長さを変えて水平線 b に接地すれば、 $\alpha$ ,  $\alpha'$ ,  $\alpha''$  のように（第 10 図においては  $\alpha = 35^\circ$ ,  $\alpha' = 40^\circ$ ,  $\alpha'' = 45^\circ$ ）角度が変わり、脚部 1 1 a への接地部分 a, a', a''へ目盛を表示すればよい。この考案例では第 8 図で示すように大径部 2 1 の下端へ緯度目盛 1 2 を一致させる構造をとるので、上から順に  $35^\circ$ ,  $40^\circ$ ,  $45^\circ$  となり、しかも最長距離のときに緯度を  $35^\circ$  に設定するものである。なお、この考案例を有する架台で使用される重錘 C は、中空パイプ 1 1 a' への外嵌溝 2 5 を側面より形成するとともにこの外嵌溝 2 5 と平面的に直交するネジ孔 2 6 を側面より螺設し、ネジ孔 2 6 へ固定用ネジ 2 7 を螺合するものである。

次にこの考案例を架台の使用法とともに説明する。まず昇降軸 1 1 a'' を引つぱり、固定用ネジ 2 4 を締付けて脚部 1 1 a を脚部 1 1 b, 1 1 b と等長にし、各接続手段 1 3 である雄ネジを三脚取付

手段 5，5，5 であるネジ孔へ螺着して脚頭 1 を水平に支持する。ここに雄ネジ 4 を緩め、アーム 2 を掘んで回せば、アーム 2 は丸軸部 1 c の周りを水平に回動し、雄ネジ 4 を締めれば、その先端により水平部材 2 a は脚頭 1 へ押付けられ固定する。またナット 10 h を緩め、望遠鏡 t を第 4 図の点線矢印方向へ回せば、これと一体の取付具 8 は同方向に回動する。ここに望遠鏡 t の視野内に所望の星を入れ、続いてナット 10 h を締めれば、締付リング 10 が小径部 8" を締付ける。締付リング 10 は、その一部が垂直部材 2 b へ固定しているので、小径部 8" は垂直部材 2 b と一体化することになり、よつて取付具 8、鏡筒バンド 7、望遠鏡 t は固定される。このように望遠鏡を上下方向と水平方向の 2 つの方向に回動して経緯台として使用する。地上望遠鏡の架台として使用する場合も同様である。次にこの架台は赤道儀としても使用することができ、その場合には昇降軸 11 a" を摺動して緯度目盛 12 を観測地の緯度に合わせ、固定用ネジ 24 で固定し、脚部 11 a の接続手段

1 3 を三脚取付手段 6 a へ、脚部 1 1 b, 1 1 b の各接続手段 1 3 を各三脚取付手段 6 b へ固定する。ここに脚頭 1 は第 8 図示のように傾斜する。なお、同図の場合は脚部 1 1 a を緯度 35°にするもので、昇降軸 1 1 a" を引っぱり、ビス頭部 2 0' を内鍔 2 1' へ係止するとともに固定用ネジ 2 4 を締付けるものである。また中空パイプ 1 1 a' へ重錘 C の外嵌溝 2 5 を外挿するとともに大径部 2 1 へ係止し、固定用ネジ 2 7 を締めて重錘 C を脚部 1 1 a へ取付ける。続いて脚頭 1 の中心 0 を第 8 図矢印で示すように北向きにし、ファインダー f により北極星を視野に入れ、固定用ネジ 2 4 を緩め、昇降軸 1 1 a" を僅かに昇降かつ固定して微調整する。しかる後、赤緯目盛環 3 を中心 0 を中心に回動して指針 1 7 に合わせる。このとき赤緯目盛環 3 は、脚頭 1 と一体の台座 1 4 の小径部 1 4' へ外挿してあるのでアーム 2 と連動することなく、単独で回動する。またナット 1 0 h により締付リング 1 0 を緩め、望遠鏡 e を回動してこれと一体の赤緯目盛 9 a 付き係止板 9 を回動して指針 1 7'

に合わせて所定の星を視野に入れ、ナット 10 h により締付リング 10 を締めつけ、固定する。このようにして、セッティングした後、雄ネジ 4 を緩め、アーム 2 を回動すれば、アーム 2 は丸軸部 1 c を極軸に回動し、望遠鏡 t は星の日周運動を追尾するものである。この架台は 1 台であるにもかかわらず、前述のように三脚の取付け位置を変えるだけで、天体望遠鏡の赤道儀式架台、経緯台式架台の両方および地上望遠鏡用架台として使用することができ、極めて便利であり、しかも赤道儀として使用しても重錘により安定良くセッティングできるものである。また前述のような重錘を用いれば三脚の取付後でも必要に応じ、容易に着脱できるものである。

なお、第 1 1 図示のものは、この考案装置の第 2 実施例であり、ボルト 10 d を上方より挿入かつ雌ネジ 10 i へ螺合し、ボルト 10 d の螺動により締付リング 10 を締め、或いは緩めるものである。なお第 1 実施例の方が第 2 実施例よりもナット 10 h の取換えが可能で、しかもネジ距離が

訂正

大きくとれ、有効である。

このようにこの考案は断面真円状の取付具の外周面へ締付リングの内周面を添接させ、締付具により、締付リングを締付けて取付具を固定するので、先行例のように望遠鏡の側方へ力が加わらず、視野内へ入れた星の位置を狂わすおそれがなく、確実に使用することができるものである。

#### 4. 図面の簡単な説明

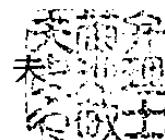
図はこの考案例を示すもので、第1図は考案例を有する架台を経緯台若しくは地上望遠鏡用架台として使用する場合の縦断正面図、第2図は要部の正面図、第3図はX-X方向からの部分断面図、第4図は架台の左側面図、第5図はY-Y断面図、第6図はこの考案例を有する架台で使用される脚頭の拡大底面図、第7図は同上横断平面図、第8図は赤道儀式架台として使用する場合の一部を切欠いた右側面図、第9図はZ-Z端面図、第10図はこの考案例を有する架台で用いられる緯度目盛の原理説明図、第11図はこの考案他例の部分縦断面図、第12図は先行例の縦断正面図である。

A … 架台 A' … 水平回動部  
A'' … 上下回動部 2 … アーム  
2 b … 垂直部材 7 … 鏡筒バンド  
8 … 取付具 10 … 締付リング  
10' … 締付具

考案者 山 本 栄

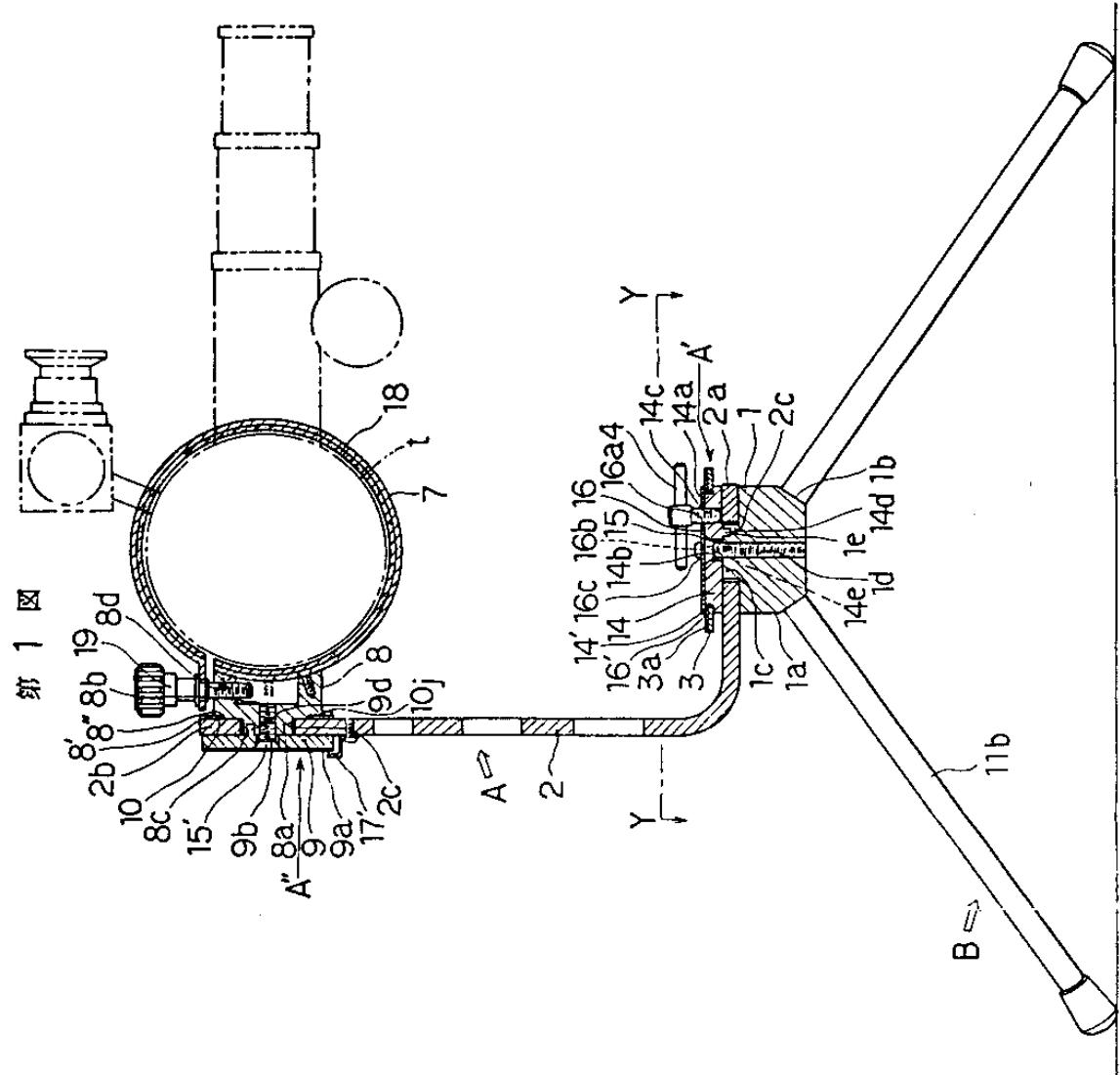
出願人 株式会社 東和光器製作所

代理人 菊 池 敏  
弁理士 菊 池 敏



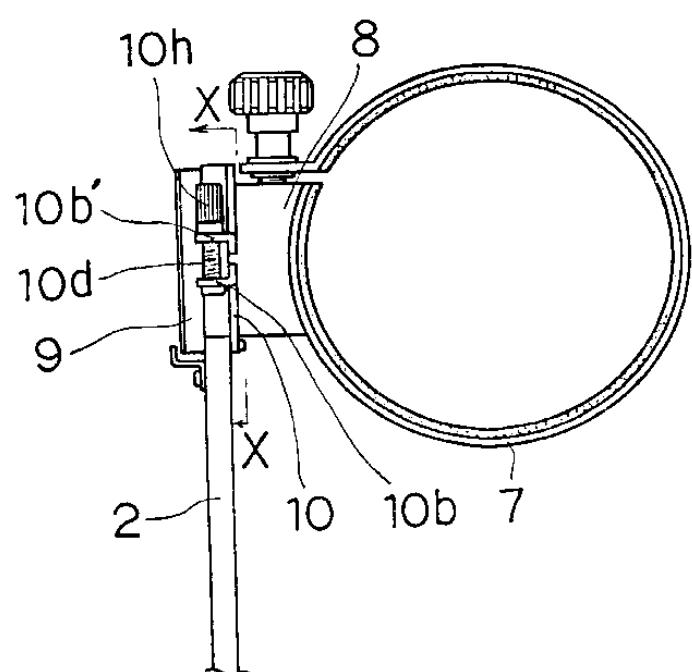
公開実用 昭和60— 94618

第1図



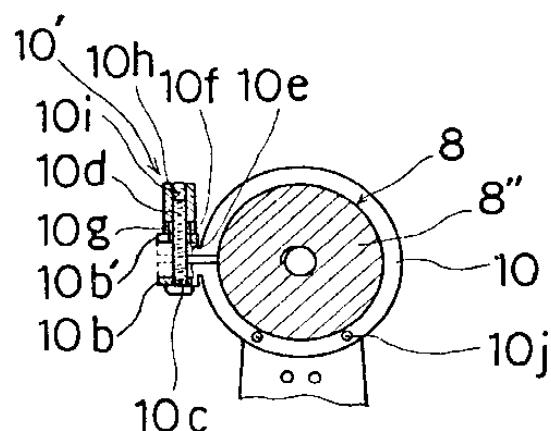
実用00-94618  
出願人: 株式会社新日本電池  
代理人: 新日本電池

第 2 図



出願人 株式会社東和光器製作所  
代理人 藤池敏夫  
実開60-94618

第 3 図

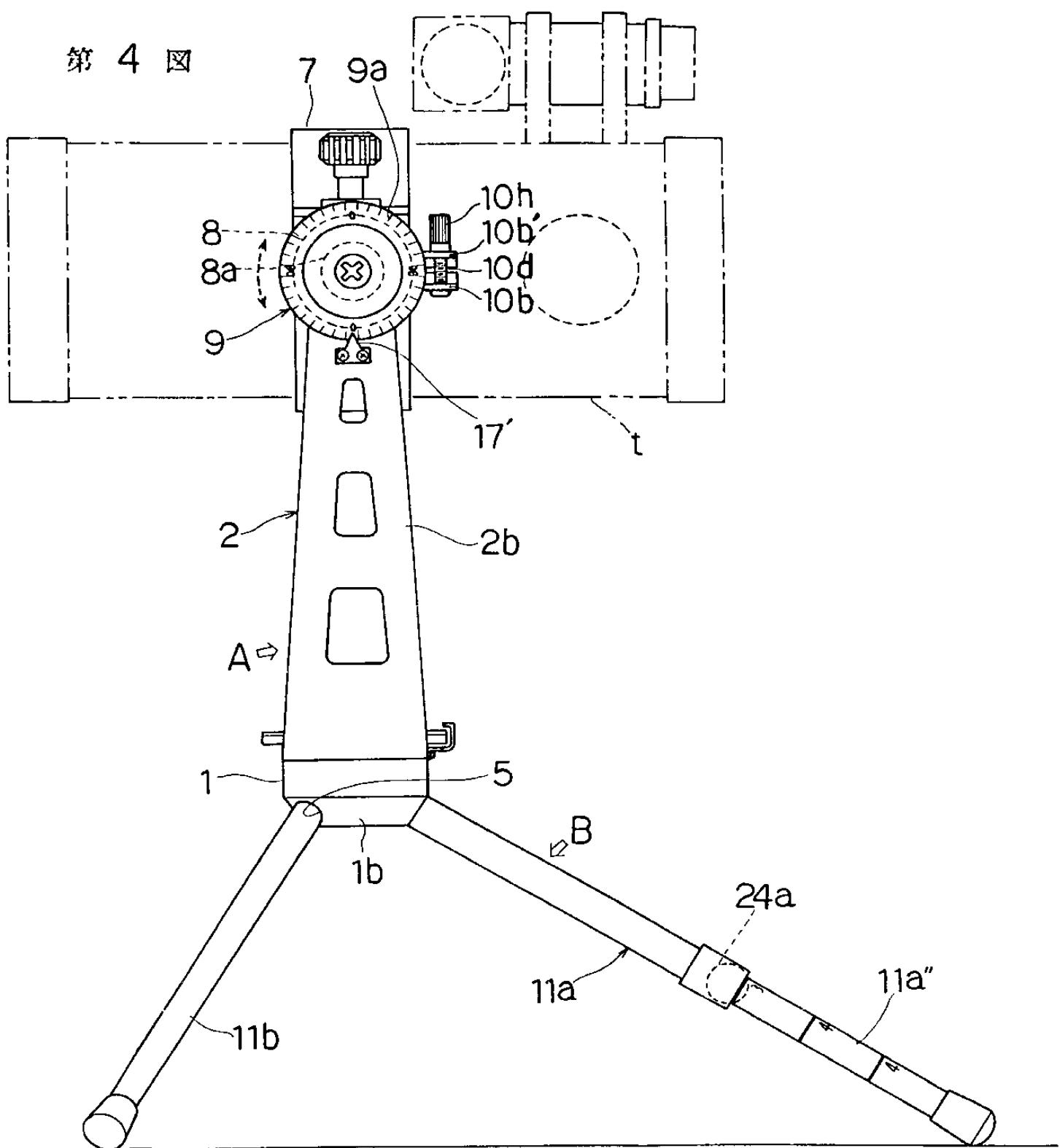


出願人 株式会社東和光器製作所

代理人 池敏文

167 167  
郵便60-04618

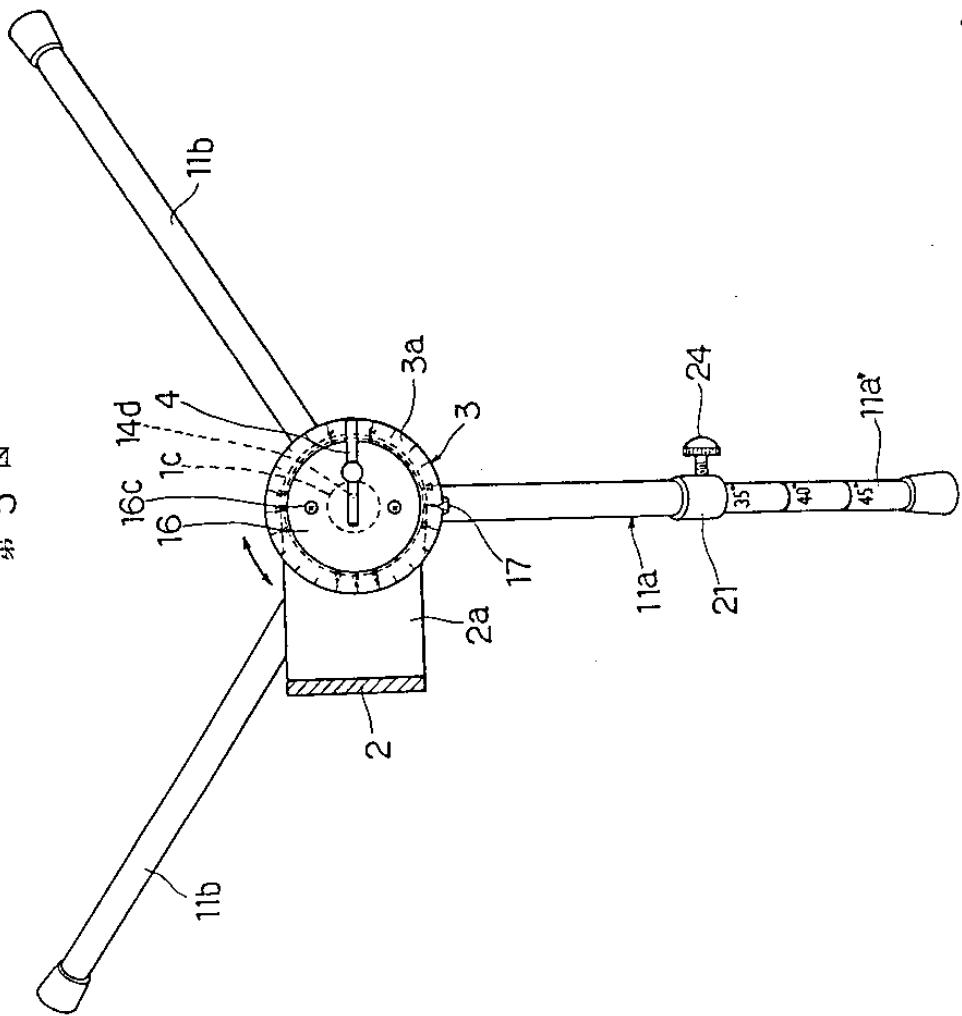
第4図



出願人 株式会社新開拓  
代理人 池田敏孝 池田敏孝

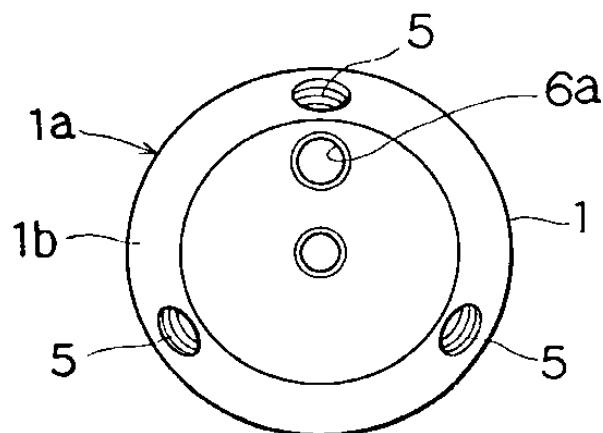
公開実用 昭和60—94618

第5図

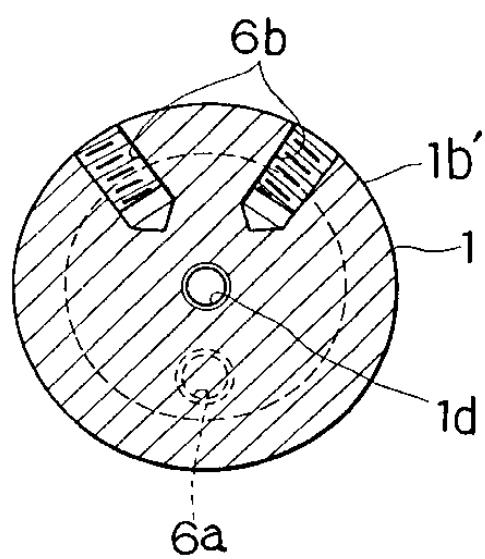


169  
英國GO. O. G. C. G.  
英國製造  
出願人  
代理人  
株式会社  
大富

第 6 図



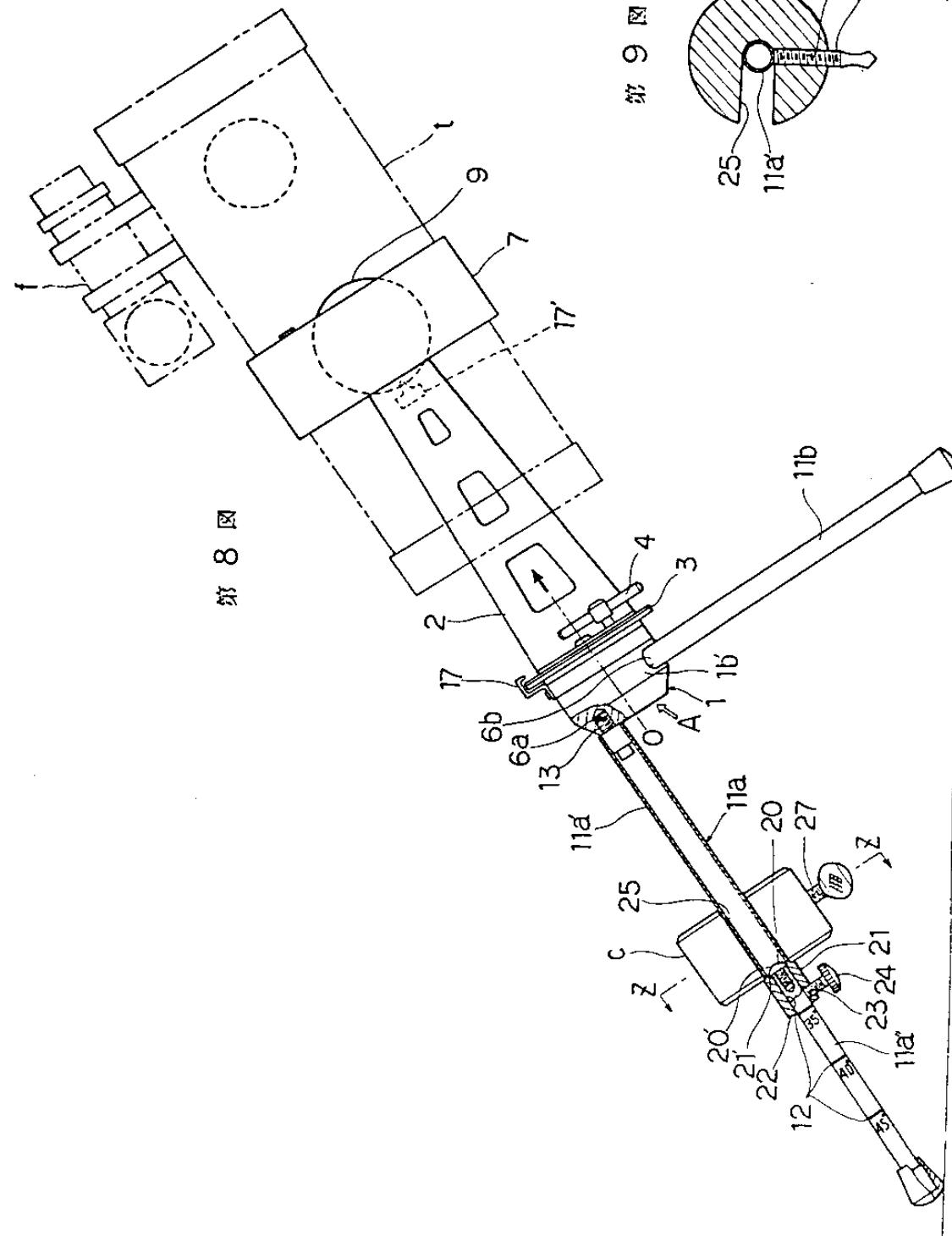
第 7 図



170  
昭和 50. 6. 18.

主願人 株式会社東和光器製作所

代理人 熊池敏夫



第8図

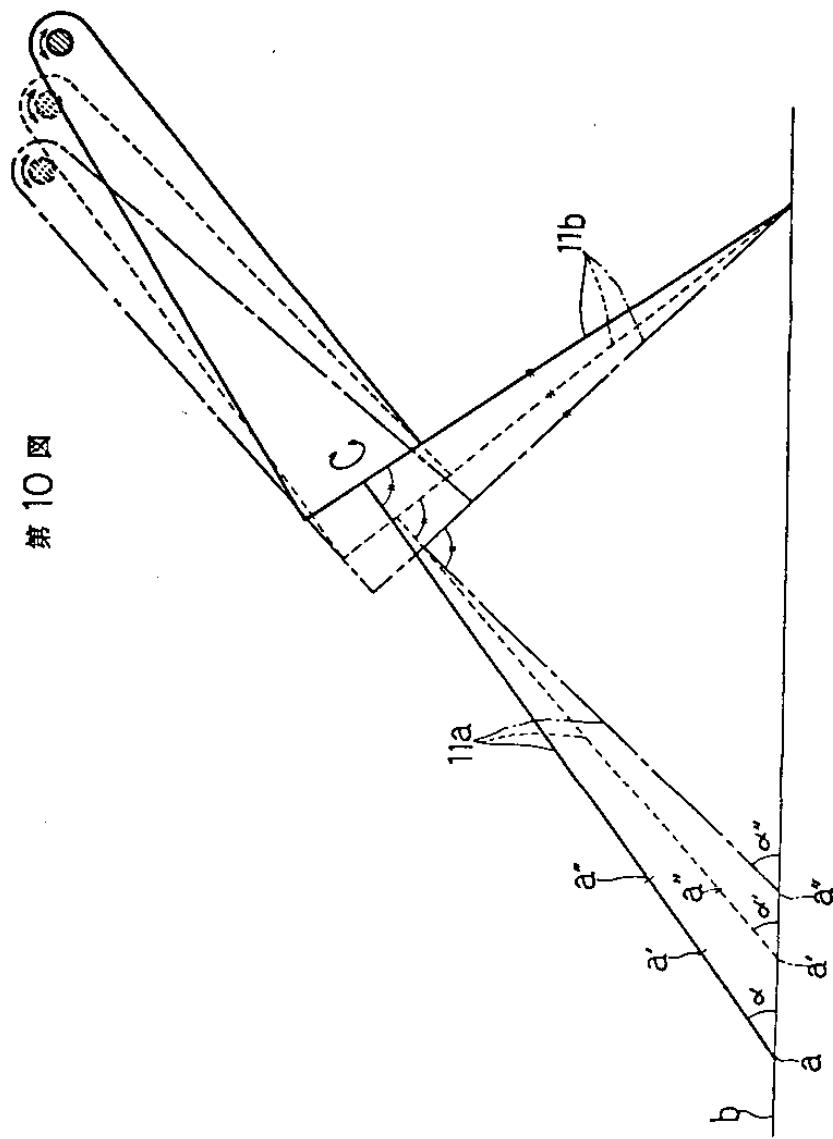
第9図

出願人  
株式会社東京光学  
代理人  
尚誠、敏夫  
代理士  
吉田義士

第8図

出願人  
株式会社東京光学  
代理人  
尚誠、敏夫  
代理士  
吉田義士

第10図



172

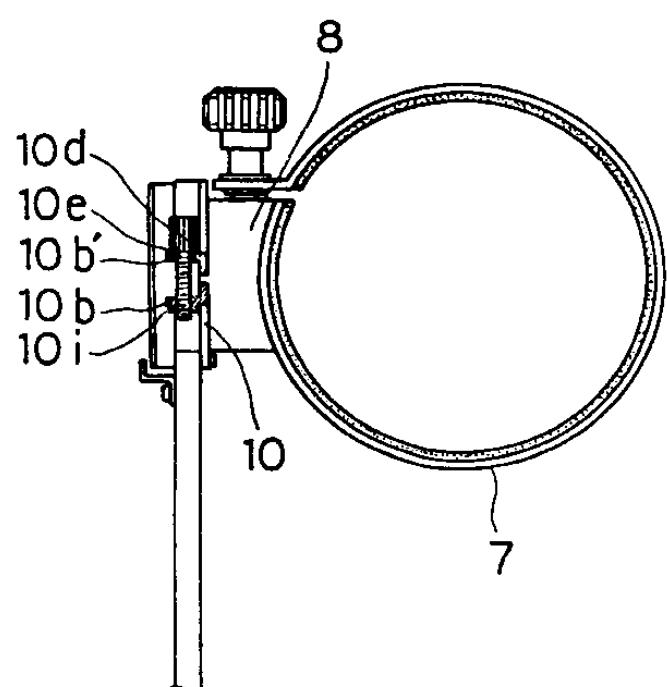
実用特許

第1618

出願人 ハッセレル・オーバードルフ  
代理人 フジ・池田敏

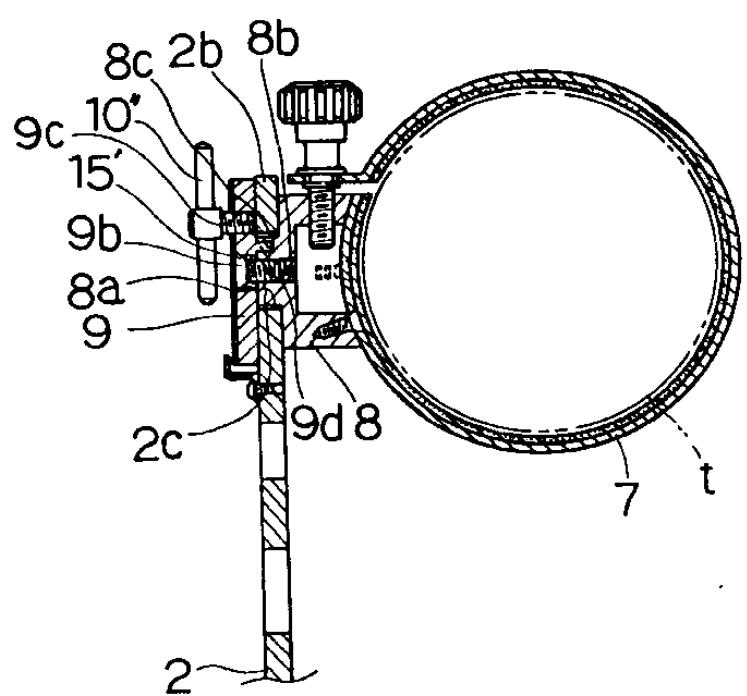
代理社 東京地方法務局

第 11 図



出願人 実開CO 94618  
株式会社東和光器製作所  
代理人 前池敏夫  
1733  
1985年1月25日

第 12 図



174

昭 60 - 94618

出願人 株式会社東和光器製作所

代理人 菊池敏泰 大理池理士